

化学物質の輸出承認について

輸出注意事項 18 第 3 号 (18.3.15・平成 18・03・08 貿局第 1 号)

改正①輸出注意事項 18 第 1 1 号 (18.3.31)

②輸出注意事項 18 第 2 9 号 (18.8.25)

③輸出注意事項 19 第 3 2 号 (19.10.15)

④輸出注意事項 19 第 3 4 号 (19.10.31)

⑤輸出注意事項 21 第 4 号 (21.1.23)

⑥輸出注意事項 21 第 2 5 号 (21.7.29)

⑦輸出注意事項 22 第 1 5 号 (22.3.15)

⑧輸出注意事項 23 第 7 号 (23.5.23)

⑨輸出注意事項 23 第 1 8 号 (23.10.3) (23.10.24 施行)

⑩輸出注意事項 24 第 6 号 (24.3.5)

⑪輸出注意事項 25 第 1 7 号 (25.7.31)

⑫輸出注意事項 26 第 1 6 号 (26.4.21)

⑬輸出注意事項 26 第 3 5 号 (26.10.31)

⑭輸出注意事項 27 第 1 9 号 (27.8.31) (27.9.15 施行)

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 の 35 の 3 の項の中欄に掲げる化学物質の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 18 年 4 月 1 日から下記により行います。

なお、「化学物質の輸出承認について」（平成 9 年 7 月 1 日付け平成 09・06・24 貿局第 3 号・輸出注意事項 9 第 37 号）及び「（お知らせ）化学物質の輸出承認申請前の手続きについて」（平成 9 年 7 月 1 日付け）は廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

(1) 適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 35 の 3 の項の中欄に掲げる貨物（別紙第 1）とする。

(2) 適用除外品目は別紙第 2 とする。

3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

- ① 申請理由書（別紙第3） 1通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 1通
- ③ 輸出貨物に関する成分表 1通
- ④ ISO11014に基づいて作成した化学品の安全データシート（SDS） 1通
- ⑤ その他必要があると認められる書類

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認の上、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（以下「ロッテルダム条約」という。）及び残留有機性汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）の規定に基づき、次の（1）、（2）又は（3）の貨物の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当する場合に限り、行うものとする。

ただし、液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ容量が0.05リットルを超える貨物については、承認は行わない。

(1) ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質の輸出であって、次のいずれかに該当する場合

- ①当該化学物質の用途がロッテルダム条約附属書Ⅲ下欄に掲げる分類に該当しない場合
- ②当該化学物質の用途がロッテルダム条約附属書Ⅲ下欄に掲げる分類に該当する場合であって、仕向地が同条約締約国であり、同条約第10条に基づき、当該化学物質の輸入に同意している場合
- ③当該化学物質の用途がロッテルダム条約附属書Ⅲ下欄に掲げる分類に該当する場合であって、仕向地が同条約締約国であり、同条約第10条に基づき、当該化学物質の輸入に条件付きで同意をし、かつ、当該輸出が当該条件に該当する場合
- ④当該貨物が試験研究用として用いられるものであると認められる場合
- ⑤仕向地がロッテルダム条約締約国でない国又は地域の場合

(2) 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項の（2）から（6）までに掲げる化学物質（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質であって、同附属書下欄に掲げる分類に該当するものを除く。）の輸出であって、次のいずれかに該当する場合

- ①仕向地がロッテルダム条約締約国であり、我が国が暦年において、当該締約国の国内当局に対して当該化学物質の輸出に係る通報を行っている場合

- ②当該貨物が試験研究用として用いられるものであると認められる場合
 - ③農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の規定による登録を受けている農薬及び同項ただし書に該当する農薬
 - ④仕向地がロッテルダム条約締約国でない国又は地域の場合
 - ⑤当該貨物が成形製品（混合物又は製剤ではないものをいう。以下同じ。）である場合
- (3) スtockホルム条約附属書Aに掲げる化学物質であってその製造若しくは使用について個別の適用除外が効力を有しているもの又は同条約附属書Bに掲げる化学物質であって、その製造若しくは使用について個別の適用除外若しくは認めることのできる目的が効力を有しているものの輸出であって、次のいずれかに該当する場合又は当該貨物がStockホルム条約附属書A又は附属書Bに掲げる化学物質であって実験室規模の研究のため又は試薬として使用される量である場合
- ①Stockホルム条約第6条1（d）に定める環境上適正な処分の場合
 - ②Stockホルム条約附属書A又は附属書Bの規定に基づき、仕向地が当該化学物質の使用が許容される同条約締約国の場合
 - ③仕向地がStockホルム条約締約国でない国又は地域の場合であって、化学物質の意図される使用を特定し、及び当該化学物質に関して次のすべてのことを約束することを記載した年間の証明書が当該国から我が国に提出されている場合又は当該地域において次のすべてのことを約束することが書面にて確認されている場合
- イ 放出を最小限にし又は防止するために必要な措置をとることにより、人の健康及び環境を保護すること
- ロ Stockホルム条約第6条1の規定に従うこと
- ハ 適当な場合には、Stockホルム条約附属書B第2部2の規定に従うこと

5 承認の条件

輸出貿易管理令別表第2の35の3の項の（1）に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質であって同附属書下欄に掲げる分類に該当するものに限る。）及び同項（2）から（6）までに掲げる貨物（試験研究用又は当該貨物が成形製品である場合を除く。）について締約国を仕向地とする輸出を承認する場合には、次の条件を付すものとする。

- 「① 輸出者が国際連合による「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」を参考に輸出貨物の容器、包装等に添付すべき表示を作成し、これを貨物に添付すること。
- ② 輸出者が輸入者に対して ISO11014 に基づいて作成された化学品の安全データシート（SDS）を交付すること。

- ③ 輸入締約国が課する要件の適用を妨げることなく、関連する国際的な基準を考慮しつつ、人の健康及び環境に対する危険性又は有害性に関する情報を十分に提供することを確保するようなラベル等による表示をすること。」

6 ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国

ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国については、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締約国について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第4号）をご確認ください。

別紙第 1

- 1 輸出貿易管理令別表第 2 の 3 5 の 3 の項 (1) に掲げる貨物 (ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質 (「輸出貿易管理令の運用について」 2-1-1 の (5) の表の 3 5 の 3 の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。))

化学物質の名称	C A S 番号例示 (例示)	分 類	P O P s 条約対象
(1) 2, 4, 5-T、2, 4, 5-T 塩及び 2, 4, 5-T のエステル化合物	93-76-5 (2, 4, 5-T)	駆 除 剤	○
(2) アラクロール	15972-60-8	駆 除 剤	
(3) アルジカルブ	116-06-3	駆 除 剤	
(4) アルドリノ	309-00-2	駆 除 剤	
(5) アジンホスメチル	86-50-0	駆 除 剤	
(6) ビナパクリル	485-31-4	駆 除 剤	○
(7) カプタホール	2425-06-1	駆 除 剤	
(8) クロルデン	57-74-9	駆 除 剤	
(9) クロルジメホルム	6164-98-3	駆 除 剤	○
(10) クロロベンジレート	510-15-6	駆 除 剤	
(11) D D T	50-29-3	駆 除 剤	
(12) ディルドリン	60-57-1	駆 除 剤	○
(13) ジニトロ-オルト-クレゾール (D N O C) 及びジニトロ-オルト-クレゾール (D N O C) 塩 (アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等)	534-52-1 (ジニトロ-オルト-クレゾール (D N O C))	駆 除 剤	
	2980-64-5 (ジニトロ-オルト-クレゾール (D N O C) のアンモニウム塩)		
	5787-96-2 (ジニトロ-オルト-クレゾール (D N O C) のカリウム塩等)		

	2312-76-7 (ジニ トロ-オルト-ク レゾール(DNO C)のナトリウム 塩)		
(14) ジノセブ、ジノセブ塩及びジノ セブのエステル化合物	88-85-7 (ジノセ ブ)	駆 除 剤	
(15) 1,2-ジブロモエタン (EDB)	106-93-4	駆 除 剤	
(16) エンドスルファン	115-29-7	駆 除 剤	○
(17) 1,2-ジクロロエタン	107-06-2	駆 除 剤	
(18) エチレンオキシド	75-21-8	駆 除 剤	
(19) フルオロアセトアミド	640-19-7	駆 除 剤	
(20) HCH (異性体混合物)	608-73-1	駆 除 剤	
(21) ヘプタクロル	76-44-8	駆 除 剤	○
(22) ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	駆 除 剤	○
(23) リンデン	58-89-9	駆 除 剤	○
(24) 水銀及び水銀化合物 (無機水銀 化合物、アルキル水銀化合物、ア ルキルオキシアルキル及びアリル 水銀化合物を含む。)		駆 除 剤	
(25) メタミドホス	10265-92-6	駆 除 剤	
(26) モノクロトホス	6923-22-4	駆 除 剤	
(27) パラチオン	56-38-2	駆 除 剤	
(28) ペンタクロロフェノール、ペン タクロロフェノール塩及びペンタ クロロフェノールのエステル化合 物	87-86-5 (ペンタ クロロフェノー ル)	駆 除 剤	
(29) トキサフェン	8001-35-2	駆 除 剤	○
(30) トリブチルスズ化合物 (ビス (ト リブチルスズ) =オキシド、トリブ チルスズ=フルオリド、トリブチル スズ=メタクリラート、トリブチル スズ=ベンゾエート、トリブチルス ズ=クロリド、トリブチルスズ=リ ノリエート、トリブチルスズ=ナフ テナートを含む全て)	56-35-9 (ビス (ト リブチルスズ) = オキシド) 1983-10-4 (トリ ブチルスズ=フ ルオリド) 2155-70-6 (トリ ブチルスズ=メ	駆 除 剤	

	タクリラート)		
	4342-36-3 (トリ ブチルスズ＝ベ ンゾエート)		
	1461-22-9 (トリ ブチルスズ＝ク ロリド)		
	24124-25-2 (トリ ブチルスズ＝リ ノリエート)		
	85409-17-2 (トリ ブチルスズ＝ナ フテナート)		
(31) ベノミル、カルボフラン及びチ ウラムの全てを含有する粉剤	17804-35-2 (ベノ ミル)	著しく有害な 駆除用製剤	
	1563-66-2 (カル ボフラン)		
	137-26-8 (チウラ ム)		
(32) ホスファミドン	13171-21-6 ((E) 異性体及び (Z) 異性体の混合物)	著しく有害な 駆除用製剤	
	23783-98-4 ((Z) 異性体)		
	297-99-4 ((E) 異性体)		
(33) メチルパラチオン	298-00-0	著しく有害な 駆除用製剤	
(34) 石綿 (アクチノライト、アンソフ ィライト、アモサイト、クロシドラ イト、トレモライト)	77536-66-4 (アク チノライト)	工業用化学物 質	
	77536-67-5 (アン ソフィライト)		
	12172-73-5 (アモ サイト)		
	12001-28-4 (クロ シドライト)		

	77536-68-6 (トレモライト)		
(35) 商業用オクタブロモジフェニルエーテル (ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。)	36483-60-0 (ヘキサブロモジフェニルエーテル) 68928-80-3 (ヘプタブロモジフェニルエーテル)	工業用化学物質	○
(36) 商業用ペンタブロモジフェニルエーテル (テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。)	40088-47-9 (テトラブロモジフェニルエーテル) 32534-81-9 (ペンタブロモジフェニルエーテル)	工業用化学物質	○
(37) ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホン化合物 (ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチル N-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンア	1763-23-1 (ペルフルオロオクタンスルホン酸) 2795-39-3 (ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム) 29457-72-5 (ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム) 29081-56-9 (ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム) 70225-14-8 (ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム) 56773-42-3 (ペルフルオロオクタ	工業用化学物質	○

ミド、ペルフルオロオクタンスルホ ニルフルオリドを含む。)	ンスルホン酸テ トラエチルアン モニウム) 251099-16-8 (ペルフルオロ オクタンスルホ ン酸ジデシルジ メチルアンモニ ウム) 4151-50-2 (N- エチルペルフル オロオクタンス ルホンアミド) 31506-32-8 (N- メチルペルフル オロオクタンス ルホンアミド) 1691-99-2 (N- エチルN-(2-ヒド ロキシエチル)ペ ルフルオロオク タンスルホンア ミド) 24448-09-7 (N-(2-ヒドロキ シエチル)-N-メ チルペルフルオ ロオクタンスル ホンアミド) 307-35-7(ペルフ ルオロオクタン スルホニルフル オリド)	工業用化学物 質	○
(38) ポリ臭化ビフェニル (P B B)	36355-01-8(六臭 化ビフェニル) 27858-07-7(八臭		

	化ビフェニル) 13654-09-6(十臭 化ビフェニル)		
(39) ポリ塩化ビフェニル (P C B)	1336-36-3	工業用化学物 質	○
(40) ポリ塩化テルフェニル (P C T)	61788-33-8	工業用化学物 質	
(41) 4 エチル鉛	78-00-2	工業用化学物 質	
(42) 4 メチル鉛	75-74-1	工業用化学物 質	
(43) トリス (2, 3-ジブロモプロピル) =ホスファート	126-72-7	工業用化学物 質	

2 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(2)に掲げる貨物(農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の成分である化学物質であって、経済産業大臣が告示で定めるもの)

化学物質の名称	C A S 番号 (例示)	P O P s 条約対象
(1) 1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名ガンマBHC) (2) テトラエチルピロホスフェート (別名TEPP) (3) 砒酸鉛 (4) 水酸化トリシクロヘキシルスズ (別名シヘキサチン) (5) 2, 4, 6-トリクロロフェニル-4' -ニトロフェニルエーテル (別名CNP又はクロロニトロフェン) (6) ペンタクロロニトロベンゼン (別名PCNB又はキントゼン)	58-89-9	○

3 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(3)に掲げる貨物(毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物)

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1) 毒物及び劇物取締法第2条第3項に規定する特定毒物 ① オクタメチルピロホスホルアミド ② 4アルキル鉛 ③ ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト ④ ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト ⑤ ジメチルー(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト ⑥ ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト ⑦ テトラエチルピロホスフェイト ⑧ モノフルオール酢酸 ⑨ モノフルオール酢酸アミド ⑩ 以上に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であって毒物及び劇物指定令第3条で定める物 (2) 毒物及び劇物指定令第3条に規定する特定毒物 ① オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤 ② 4アルキル鉛を含有する製剤 ③ ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤 ④ ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤 ⑤ ジメチルー(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイトを含有する製剤		

有する製剤 ⑥ ジメチルパラニトロフェニルチオ ホスフェイトを含有する製剤 ⑦ テトラエチルピロホスフェイトを 含有する製剤 ⑧ モノフルオール酢酸塩類及びこれ を含有する製剤 ⑨ モノフルオール酢酸アミドを含有 する製剤 ⑩ 燐化アルミニウムとその分解促進 剤とを含有する製剤		
---	--	--

- 4 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（5）に掲げる貨物（労働安全衛生法施行令第16条第1項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる貨物）であって、経済産業大臣が告示で定めるもの）

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1) ベンジジン及びその塩 (2) 4-アミノジフェニル及びその塩 (3) 石綿（アクチノライト、アンソフ ィライト、アモサイト、クロシドラ イト、トレモライト、クリソタイル） (4) 4-ニトロジフェニル及びその塩 (5) ビス（クロロメチル）エーテル (6) ベータ-ナフチルアミン及びその 塩 (7) 労働安全衛生法施行令第16条 第1項第2号、第3号若しくは第5 号から第7号までに掲げる物をその 重量の1パーセントを超えて含有 し、又は第4号に掲げる物をその重 量の0.1パーセントを超えて含有 する製剤及びそれらの物の混合物		

- 5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1) ポリ塩化ビフェニル	1336-36-3	○
(2) ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る。)		
(3) ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	○
(4) 1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン)	309-00-2	○
(5) 1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン(別名ディルドリン)	60-57-1	○
(6) 1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン(別名エンドリン)		○
(7) 1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT)	50-29-3	○
(8) 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合	57-74-9 76-44-8	○

物 (別名クロルデン又はヘプタクロル)		
(9) ビス (トリブチルスズ) =オキシド		
(10) N, N' ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン		
(11) 2, 4, 6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール		
(12) ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン (別名トキサフェン)	8001-35-2	○
(13) ドデカクロロペンタシクロ [5. 3. ^{2, 6 3, 9 4, 8} 0. 0. 0. 0] デカン (別名マイレックス)		○
(14) 2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス (4-クロロフェニル) エタノール (別名ケルセン又はジコホル)	115-32-2	
(15) ヘキサクロブタ-1, 3-ジエン	87-68-3	
(16) 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	3846-71-7	
(17) ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名P F O S) 又はその塩	1763-23-1 (P F O S) 2795-39-3 (P F O S のカリウム塩) 29457-72-5 (P F O S のリチウム塩) 29081-56-9 (P F O S のアンモニウム塩) 70225-14-8 (P F O S のジエタノールアミン塩) 56773-42-3 (P F O S のテトラエチルアンモニウム塩) 251099-16-8 (P F O S のジデシル	○

	ジメチルアンモニウム塩)		
(18) ペルフルオロ (オクタン-1-スルホニル) =フルオリド (別名 P F O S F)	307-35-7	○	
(19) ペンタクロロベンゼン	608-93-5	○	
(20) r -1, c -2, t -3, c -4, t -5, t -6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-84-6	○	
(21) r -1, t -2, c -3, t -4, c -5, t -6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-85-7	○	
(22) r -1, c -2, t -3, c -4, c -5, t -6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名ガンマ-ヘキサクロロシクロヘキサン)	58-89-9	○	
(23) デカクロロペンタシクロ [5.3. 2,6 3,9 4,8 0.0.0.0] デカン-5-オン (別名クロルデコン)	143-50-0	○	
(24) ヘキサブROMOビフェニル	36355-01-8	○	
(25) テトラブROMO (フェノキシベンゼン) (別名テトラブROMOジフェニルエーテル)	40088-47-9 (2, 2' , 4, 4' -テトラブROMOジフェニルエーテル)	○	
(26) ペンタブROMO (フェノキシベンゼン) (別名ペンタブROMOジフェニルエーテル)	32534-81-9 (2, 2' , 4, 4' , 5-ペンタブROMOジフェニルエーテル)	○	
(27) ヘキサブROMO (フェノキシベンゼン) (別名ヘキサブROMOジフェニルエーテル)	68631-49-2 (2, 2' , 4, 4' , 5, 5' -ヘキサブROMOジフェニルエーテル) 207122-15-4 (2, 2' , 4, 4' , 5, 6' -ヘキサブROMOジフェニルエーテル)	○	
(28) ヘプタブROMO (フェノキシベンゼン) (別名ヘプタブROMOジフェニル	446255-22-7 (2, 2' , 3, 3' , 4, 5' , 6-ヘプタブ	○	

エーテル)	ロモジフェニルエーテル)	
	207122-16-5	
	(2, 2' , 3, 4, 4' , 5' , 6-ヘプタブ	
	ロモジフェニルエーテル)	
(29) 6, 7, 8, 9, 10, 10—ヘキサク	115-29-7	○
ロロ—1, 5, 5 a , 6, 9, 9 a —ヘ	959-98-8	
キサヒドロ—6, 9—メタノ—2, 4,	33213-65-9	
3—ベンゾジオキサチエピン=3—		
オキシド (別名エンドスルファン又		
はベンゾエピン)		
(30) ヘキサブロモシクロデカン	25637-99-4	○
	3194-55-6	
	4736-49-6	
	65701-47-5	
	134237-50-6	
	134237-51-7	
	134237-52-8	
	138257-17-7	
	138257-18-8	
	138257-19-9	
	169102-57-2	
	678970-15-5	
	678970-16-6	
	678970-17-7	

別紙第2

輸出しようとする貨物の中に別紙第1に掲げる化学物質が非意図的に含有されている場合で、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成12年通商産業省令第401号）第3条第1号イ（2）の規定を踏まえ、貨物の質量に対する対象化学物質の質量の割合が1パーセント（対象化学物質が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第4条第1号イに規定する特定第一種指定化学物質である場合には0.1パーセント）未満である場合。

ただし、上記に該当する場合であっても、以下の場合には輸出承認を要する。

- （1） 輸出しようとする貨物に別紙第1の5に掲げる化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質）の含有が測定された場合又は確認された場合。（ただし、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成23年3月31日 薬食発0331 第5号、平成23・03・29製局第3号、環保企発第110331007号）3-3に該当する場合は除く。）
- （2） 輸出しようとする貨物にトリブチルスズ化合物が0.05パーセントを超えて含有されていることが測定された場合又は確認された場合。
- （3） 輸出しようとする貨物に別紙第1に掲げる化学物質が0.1パーセント以上含有されていることが測定された場合又は確認された場合。（（1）及び（2）に掲げる場合を除く。）
- （4） 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器、油入変圧器、紙コンデンサー、油入コンデンサー、有機被膜コンデンサー、エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジのうち、0.005パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が0.05リットルを超える貨物を輸出する場合。

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印又は署名
住 所
電 話
担当者名

化学物質輸出承認申請理由書

当該貨物は、以下のとおりであり、輸出貿易管理令別表第 2 の 3 5 の 3 の項 () に該当するので申請します。

1. 輸出貨物の概要

(1) 貨物名、数量、価格等

貨物名	型及び等級 (規格)	数量	単価	総額

(2) 当該貨物の外観及び荷姿

(3) 当該貨物 (含有物については規制物質) の I U P A C 名

(4) 当該貨物の通称名

(5) 当該貨物 (含有物については規制物質) の C A S N o .

(6) 当該貨物 (含有物については規制物質) の国連番号

(7) 当該貨物の輸出統計品目番号

(8) 当該貨物に対する輸出令以外の規制法規名及び同法規規定物質名

(9) 船積予定時期

2. 別表第2に該当する具体的理由

3. 製造業者又は輸入業者

製造業者（輸入業者）名

住 所

代表者名

 担当者名

 (所属)

電 話

 内 線

 F A X

4. 貨物の仕向地、輸送ルート

積出港

 経由地

 最終仕向地

5. 買主

会 社 名

住 所

電話番号

 F A X

6. 荷受人

会 社 名

住 所

電話番号

 F A X

7. 最終需要者

会 社 名

住 所

電話番号

 F A X

最終用途

8. 当該貨物の輸出実績

年 月 日	数 量	仕 向 地	備 考

9. その他（当該貨物の輸出に関する今後の見通し等）
